

訓 令 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	奈良県教育委員会週報発行規程の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。	1 奈良県教育委員会週報発行規程の廃止に伴う所要の改正を行う。 2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。

議決事項第4号

奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令（案）

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のとおり改正する。

第十六条第四項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第十九条第四号中「又は週報」を削る。

第二十二条第一項中「及び週報」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第七号様式（第十六条関係）中「週報登載」を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>(起案) 第十六条 1～3 略</p> <p>4 次の各号に掲げるものに係る起案文書には、当該各号に定める事項を起案の際、起案要旨の「文書処理上の記事」欄に記入しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>(削る)</p> <p>四～八 略</p> <p>五～七 略</p> <p>(企画管理室への合議) 第十九条 起案のうち、別に定めるもののほか、次の各号に掲げるものは企画管理室に合議しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 公報に登載する事項</p> <p>五 略</p> <p>(公印及び契印の押印) 第二十二条 施行する文書（公報に登載するもの及び電子的方式によるものを除く。以下同じ。）には、公印を押し、決裁を受けた起案文書と契印をもって割印しなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書には、公印及び契印の押印を省略することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(起案) 第十六条 1～3 略</p> <p>4 次の各号に掲げるものに係る起案文書には、当該各号に定める事項を起案の際、起案要旨の「文書処理上の記事」欄に記入しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 奈良県教育委員会週報（以下「週報」という。）に登載するもの 週報登載</p> <p>五～九 略</p> <p>5～7 略</p> <p>(企画管理室への合議) 第十九条 起案のうち、別に定めるもののほか、次の各号に掲げるものは企画管理室に合議しなければならない。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 公報又は週報に登載する事項</p> <p>五 略</p> <p>(公印及び契印の押印) 第二十二条 施行する文書（公報及び週報に登載するもの並びに電子的方式によるものを除く。以下同じ。）には、公印を押し、決裁を受けた起案文書と契印をもって割印しなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書には、公印及び契印の押印を省略することができる。</p> <p>一～四 略</p> <p>2～4 略</p>

改正案

現行

第7号様式

第7号様式

第7号様式(第16条関係)

第7号様式(第16条関係)

		崇 番		引 号			
(題名)							
(伺い) このことについて、							
教育長 理事 教育次長							
課長 課長補佐							
合議							
決裁区分	ア・イ・ウ	起案者	課(電話)				
文書処理上の記	秘書委員会(提案・報告) 公報登載(例文・審査) 公印省略	職氏名印					
起案	年 月 日	分配 類号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	細分類
決裁	年 月 日						
施行	年 月 日	保期	1年 3年 5年 10年 30年				

奈良県教育委員会

		崇 番		引 号			
(題名)							
(伺い) このことについて、							
教育長 理事 教育次長							
課長 課長補佐							
合議							
決裁区分	ア・イ・ウ	起案者	課(電話)				
文書処理上の記	秘書委員会(提案・報告) 週刊登載、公報登載(例 文・審査) 公印省略	職氏名印					
起案	年 月 日	分配 類号	第1分類	第2分類	第3分類	第4分類	細分類
決裁	年 月 日						
施行	年 月 日	保期	1年 3年 5年 10年 30年				

奈良県教育委員会